

大門美園自治会の皆さま

自治会長の綾部です。新年度の定例総会前ではありますが、地域のゴミ収集所に関して早期に自治会員の皆さまのご意見を集約する必要が生じたため、臨時総会を開催します。

下記の内容と添付資料をご確認いただき、グーグルフォームへの回答をお願いします。

臨時総会開催日は2025年3月31日(月)で、回答締め切りは3月30日(日)します。

<https://forms.gle/huztLwEWdYWE1hFL8>

1. 審議日 令和7年3月31日(月)

2. 臨時総会議事

第1号議案 美園5丁目第2公園北ゴミ収集所非自治会員用カラス除けネット撤去に関して

第2号議案 非自治会員からのゴミ収集所設置要望に係る自治会長押印対応方針に関して

3. 回答締切 令和7年3月30日(日)

参考資料 1. 撤去チラシ原案(要修正)版

参考資料 2. OPENHOUSE 社からの誓約書

2025年3月15日

大門美園自治会 会長 綾部匡之

1. 美園5丁目第2公園北ゴミ収集所非自治会員用カラス除けネット撤去に関して

現在の自治会方針を示します。2023年5月1日の総会承認を受けて、5月5日にメール配信した内容を下記に記載します。

今後は非自治会員用カラス除けネット撤去を自治会の基本路線として進めていきます。ただ、自治会員専用折り畳みゴミステーション設置や啓発チラシの掲示で衛生状態の改善を得られている状況であれば撤去は行いません。撤去手続き開始は、次回、さいたま市にゴミ集積所の衛生状態不良の通報とカラス除けネットの衛生状態不良の証拠写真(2023年5月以降の複数日)の提供があったタイミングとします。「さいたま市への通報があった旨」「非自治会員用カラス除けネットの衛生状態不良の証拠写真」「非自治会員は自身の私有地にごみ集積所を設置することを促す文章」を記載したチラシを掲出し、おおよそ1か月をめどに撤去する流れで考えています。自治会が勝手に撤去したと言われられないために、さいたま市との協議でやむなく撤去したという形をとらせてください。

2025年3月10日、自治会員より添付資料1とともにカラス除けネット撤去要望がありました。過去の総会承認方針を説明し、方針に則ったチラシを作成し、さいたま市から当自治会あてに通報への対応依頼があれば、チラシを掲出後約1か月で廃止することをお伝えしています。現在は、さいたま市からの連絡とチラシの修正を待っている段階です。

過去の総会承認から約2年が経過しており、地域のゴミ問題に係る情勢にも変化が生じています。過去の方針に従って進めていくのでよいか、今回、再度ご承認をいただきたいと考え、臨時総会を開催します。上記方針でよいとお考えの方は「賛成」に、別のご意見がある方は「反対」に投票の上、ご意見を自由記載欄にご記入ください。なお、ご回答のない場合は会長委任で「賛成」扱いとさせていただきます。

また、非自治会員用カラス除けネットを撤去した場合に、自治会員専用折り畳みゴミステーションや地域内の私有地設置のゴミ収集所への不法投棄が増えることを懸念しています。自治会員専用ゴミステーション化していない私有地ゴミ収集所への不法投棄に対して自治会は関与しない方針です。自治会員専用ゴミステーションへの不法投棄防止のアイデアがあれば、自由記載欄にご意見を記入してください。

可燃ゴミの日に美園5丁目第2公園に監視員配置(自治会員専用ゴミステーションに施錠し、監視員に声掛けし開錠してもらって利用できるようにする)とご意見をいただいたことがあります。ただ、自治会員が交代でゴミ収集所の監視を行うというご意見については自治会員の負担を考へても現実的ではないと考えています。それに類するご意見については、ご意見を出した方がご自身でできる内容でお願いします。シルバー人材派遣センターなどに外注委託するにあたっては、費用負担をどうするか、自治会費から捻出するののかの議論が必要となります(現在の自治会費増額の議論も必要となります)が、検討の余地はあると考えています。

2. 非自治会員からのゴミ収集所設置要望に係る自治会長押印対応方針に関して

議案1と関連して、今後、非自治会員からゴミ収集所設置要望をうけた場合の自治会長対応方針について、自治会員の皆さまのご理解をいただきたいので総会議案とします。

ホームページや自治会メール配信で何度かお知らせしていますが、まだご存じでない方も多いと思うので再度お伝えします。さいたま市のゴミ収集所の設置・利用に関する手続きは令和3年度から厳格化しています。変更点を要約すると、「**新設(移設含む)は5戸以上**」で「**自治会長を含む近隣関係者から設置に関する承認を得たことの協議記録の提出が必要**」です。

当自治会長のこれまでのゴミ収集所設置要望に対する対応方針を説明します。

手続きの厳格化により近隣関係者との協議記録への自治会長押印が必要となったことで、トラブルが生じたときの責任は、さいたま市ではなく押印時の自治会長にあると変更されたと受け止めています。当方自身の責任になるので安易に自治会長印を押すことはせず、協議記録も精査し、地域や自治会員にメリットがあるか検討した上で自治会長押印の可否を決定しています。押印の可否は会長の裁量に任せていただけるものと考えています。

当方の会長着任当初は依頼があれば、非自治会員からであっても時間と労力を割いて協議記録作成の手続きに関するサポートもして自治会長押印対応を行っていました。しかし、自治会を退会したにも関わらず毎年やってもらうのが当たり前という態度で、こちらに対する感謝の気持ちを感じない依頼をする方が複数いらして、とても残念な気持ちになりました。現在は非自治会員に対する押印対応を行っておりません。こちらは当方の会長着任以前の方針に戻したとご理解頂ければと思います。

地域内のゴミ収集所に関しての状況もお伝えします。

議案1とも関連しますが、非自治会員から「向かいの家のゴミ収集所のゴミが散らかっているから自治会で対応して欲しい」と言われることが増えています。自治会は非自治会員からの要望に対応しないことを説明し、当人同士で解決していただくようお伝えしていますが、不法投棄やゴミの散乱で迷惑する人がいることを想像できない人が増えている印象を持っています。ただ実際問題、非自治会員の私有地ゴミ収集所に関して、どんなに衛生管理が悪くても、自治会として対応を強要することもできず、啓発チラシなどお願いベースしか手段がないことに限界も感じています。

今回、OPENHOUSE 社から美園5丁目 51 番に 2 戸の住宅を新築するにあたり、家庭用私有地ゴミ収集所の新設要望、自治会長押印対応依頼がありました。上述のように、新設は5戸以上が要件ですので当初はお断りしました。ただ他に利用できるゴミ収集所がなく、どうしてもと繰り返し依頼を受けました。当自治会としては入居者の自治会加入を義務化するつもりはなく、OPENHOUSE社としても5戸未満でのゴミ収集所新設に際し理由書提出が必要なため、「総利用世

帯が5戸となるまでは、自治会員で当該ゴミ収集所の利用を希望する者を受け入れること」で協議が成立しました。そのうえで「衛生管理不良時、自治会からの指導に従わないときに自治会判断で撤去できること」を誓約いただくことを条件に自治会長判断で会長押印対応をお引き受けしました。OPENHOUSE社の誓約書を参考資料2として添付します。

議案1の公園北の非自治会員用カラス除けネットの撤去に伴い、非自治会員から私有地ゴミ収集所設置の依頼が来ることも予想されます。非自治会員からの依頼を受けないとした現在方針だと、周辺や自治会員専用ゴミステーションへの不法投棄が増えるのではないかと危惧しています。当方も忙しい中自治会業務を行っています(役員報酬も辞退し、無償でお引き受けしています)。当方に時間や労力を割いてもらうことに対し、お願いすればやってもらって当たり前という態度で、「有難う」や「申し訳ない」という気持ちを感じない方に対応するつもりはないです。ただ、礼節を持って連絡してくる相手であれば、非自治会員であっても対応したいと考えています。

そこで、今回のOPENHOUSE社との協議をベースに「**総利用世帯が5戸となるまでは自治会員で当該ゴミ収集所の利用を希望する者を受け入れること**」「**衛生管理不良時、自治会からの指導に従わないときに自治会判断で撤去できること**」の誓約を条件に、非自治会員からの私有地ゴミ収集所の設置依頼への自治会長対応を再開しようと思います。

近隣住民との協議記録が必要なことはさいたま市のルールであり、そちらは変更ないので、近隣住民との協議記録書類に「誓約書を遵守することを条件に設置・利用を許可する」と記載した上で自治会長押印を行う形になります。衛生管理不良時に自治会がゴミ収集所を撤去することが可能というカードを保有しておきたいというのも、今回の対応変更の意図です。ただ、会長判断で撤去可能となると、自治会員と利用者の個人的な人間関係悪化での嫌がらせのような撤去に繋がりがかねないので、撤去に際しては臨時総会を開催し自治会総会承認を得るとしたステップを踏むことが必要と考えています。

当方が新年度も自治会長に留任する場合はこちらの方針で対応しますが、自治会員の皆さまのご理解をいただけるかを総会議案とします。ご理解いただけるならば「賛成」とご回答ください。

なお、回答のない場合は会長委任で「賛成」として扱わせていただきます。

ご異論やご懸念があれば「反対」と回答し、具体案を自由記載欄にご記入ください。

「反対」が過半数を占める場合は、非自治会員からの依頼を受けない方針をいったん継続します。その場合、議案1の撤去用チラシの記載内容の変更が必要なため、再度臨時総会を開催します。(5月の定例総会にあわせて開催します。)

非自治会員からの要望にも無条件で対応すべきというご意見をお持ちの方がいれば、現会長には不可能なため、そうしたご意見をお持ちの方が会長に立候補していただけると有難いです。